

新	旧	改定内容
<p data-bbox="498 499 1009 638">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="474 1276 1032 1331">令和6年4月1日改定</p> <p data-bbox="510 1436 997 1491">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="1668 499 2178 638">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="1644 1276 2202 1331">令和5年5月1日改定</p> <p data-bbox="1679 1436 2166 1491">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="2516 1285 2742 1318">改正年月日修正</p>

第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第4節 共通仮設費の積算（厚・企）

2-4-9 技術管理費

2 積算方法

(2) 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

イ 現場条件等により積上げを要する費用

・改修工事や取壊しを伴う工事において、発注者から情報提供のない材料等の詳細な調査や分析機関による分析調査に要する費用。

第5節 現場管理費の積算

2-5-1 現場管理費の項目及び内容

13 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。

建築物の解体等の作業を行う際の石綿事前調査等費用。（発注者が提供する対象施設の石綿の有無の事前調査結果や設計図書の明示等に基づく必要な知識を有する者の事前調査及び都道府県等並びに労働基準監督署への事前調査結果報告等の費用）

第4章 水道機械・電気設備工事の積算基準（機）

第4節 水道機械・電気設備工事の請負工事費の積算

4-4-2 据付工事原価

1 直接工事費（機・下・企）

(2) 材料費・管材費（下・企）

① 直接材料費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

② 補助材料費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

(3) 労務費（下・企）

① 一般労務費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

② 設備据付工労務費（機械設備工事：機械設備据付工、電気設備工事：電気通信技術者）

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第4節 共通仮設費の積算（厚・企）

2-4-9 技術管理費

2 積算方法

(2) 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

イ 現場条件等により積上げを要する費用

第5節 現場管理費の積算

2-5-1 現場管理費の項目及び内容

13 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。

第4章 水道機械・電気設備工事の積算基準（機）

第4節 水道機械・電気設備工事の請負工事費の積算

4-4-2 据付工事原価

1 直接工事費（機・下・企）

(2) 材料費・管材費

① 直接材料費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

② 補助材料費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

(3) 労務費

① 一般労務費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

② 設備据付工労務費（機械設備工事：機械設備据付工、電気設備工事：電気通信技術者）

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

(4) 複合工費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

(5) 直接経費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

(6) 仮設費

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

建築物の解体等の作業を行う際の石綿事前調査等費用を追記

表記の修正

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

(4) 複合工費 (下・企)

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

(5) 直接経費 (下・企)

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

(6) 仮設費 (下・企)

「下水道用設計標準歩掛表 ー第2巻 ポンプ場・処理場ー」により積算する。

なお、諸経费率計算における対象額の積算は、「本編 4-2-1 諸経费率計算における対象額の表1」による。

第3編 積算基準 (水道調査設計業務編)

第3章 地質調査業務委託 (県)

第2節 地質調査業務の積算方式

3-2-1 地質調査業務費の積算方式

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

第3編 積算基準 (水道調査設計業務編)

第3章 地質調査業務委託 (県)

第2節 地質調査業務の積算方式

3-2-1 地質調査業務費の積算方式

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

国土交通省の積算基準改定による変更

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

第4章 管布設工（厚）

第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工

4-1-5 鋳鉄管切断工

(1) 表4・1・14 鋳鉄管現場切断工（パイプ切削切断機使用）

SWSU8065

（1口当り）

呼び径（mm）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	機械損料（日）	雑材料
75	0.15	0.49	0.07	労務費の5%
100	0.16	0.54	0.09	〃
150	0.18	0.59	0.11	〃
200	0.20	0.63	0.14	〃
250	0.22	0.68	0.16	〃
300	0.24	0.72	0.19	〃
350	0.26	0.85	0.22	〃
400	0.28	0.99	0.24	〃
450	0.31	1.12	0.27	〃
500	0.34	1.26	0.29	〃
600	0.39	1.52	0.34	〃
700	0.43	1.79	0.40	〃
800	0.48	2.06	0.45	〃
900	0.52	2.33	0.50	〃
1,000	0.57	2.60	0.55	〃
1,100	0.61	2.86	0.60	〃
1,200	0.66	3.13	0.65	〃
1,350	0.70	3.53	0.73	〃
1,500	0.77	4.16	0.82	〃
1,600	0.82	4.58	0.89	〃
1,650	0.83	4.79	0.92	〃
1,800	0.94	5.42	1.01	〃
2,000	1.04	6.26	1.13	〃
2,100	1.09	6.68	1.20	〃
2,200	1.14	7.10	1.26	〃
2,400	1.22	7.94	1.34	〃
2,600	1.34	8.78	1.40	〃

(注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。

2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装補修費を含む。

3. T形については、面取り加工を含む。

4. 本表は、溝切り加工のみ行う場合にも適用する。

* 積算システム反映範囲はφ75～φ1350

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

第4章 管布設工（厚）

第1節 ダクタイル鋳鉄管布設工

4-1-5 鋳鉄管切断工

(1) 表4・1・14 鋳鉄管現場切断工（パイプ切削切断機使用）

SWSU8065

（1口当り）

呼び径（mm）	特殊作業員（人）	普通作業員（人）	機械損料（日）	雑材料
75	0.15	0.49	0.07	労務費の5%
100	0.16	0.54	0.09	〃
150	0.18	0.59	0.11	〃
200	0.20	0.63	0.14	〃
250	0.22	0.68	0.16	〃
300	0.24	0.72	0.19	〃
350	0.26	0.85	0.22	〃
400	0.28	0.99	0.24	〃
450	0.31	1.12	0.27	〃
500	0.34	1.26	0.29	〃
600	0.39	1.52	0.34	〃
700	0.43	1.79	0.40	〃
800	0.48	2.06	0.45	〃
900	0.52	2.33	0.50	〃
1,000	0.57	2.60	0.55	〃
1,100	0.61	2.86	0.60	〃
1,200	0.66	3.13	0.65	〃
1,350	0.70	3.53	0.73	〃
1,500	0.77	4.16	0.82	〃
1,600	0.82	4.58	0.89	〃
1,650	0.83	4.79	0.92	〃
1,800	0.94	5.42	1.01	〃
2,000	1.04	6.26	1.13	〃
2,100	1.09	6.68	1.20	〃
2,200	1.14	7.10	1.26	〃
2,400	1.22	7.94	1.34	〃
2,600	1.34	8.78	1.40	〃

(注) 1. 歩掛は、20m 程度の現場内小運搬を含む。

2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装補修費を含む。

3. T形については、面取り加工を含む。

4. 本表は、溝切り加工のみ行う場合にも適用する。

* 積算システム反映範囲はφ100～φ1350

表記の修正

第2節 鋼管布設工

4-2-2 鋼管溶接工

(3)表4・2・5 鋼管現場裏当溶接工 (手溶接)

SWSU8077 (1口当り)

呼び径 (mm)	鋼管規格	板厚 (mm)	労務費			材料及び機具損料	
			溶接工 (人)	特殊作業員 (人)	土木一般世 話役 (人)	交流溶接機の場合	直流溶接機の場合
800	STW400	8.0	1.04	2.08	0.95	労務費の3.5%	労務費の 6.5%
900	〃	8.0	1.16	2.11	0.95	〃	労務費の 7.0%
1,000	〃	9.0	1.46	2.41	0.98	労務費の4.0%	労務費の 8.0%
1,100	〃	10.0	1.82	2.73	1.11	労務費の4.5%	労務費の 9.0%
1,200	〃	11.0	2.20	3.30	1.12	労務費の5.0%	労務費の 9.5%
1,350	〃	12.0	2.74	4.11	1.14	〃	労務費の10.0%
1,500	〃	14.0	3.68	4.91	1.35	労務費の5.5%	労務費の11.0%
1,600	〃	15.0	4.33	5.77	1.44	〃	〃
1,650	〃	15.0	4.43	5.91	1.48	労務費の6.0%	〃
1,800	〃	16.0	5.28	7.04	1.76	〃	〃
1,900	〃	17.0	6.10	7.93	1.97	〃	労務費の11.5%
2,000	〃	18.0	6.91	8.29	2.07	労務費の6.5%	労務費の12.0%
2,100	〃	19.0	7.83	9.40	2.35	〃	〃
2,200	〃	20.0	8.85	10.62	2.66	〃	〃
2,300	〃	21.0	9.95	11.94	2.99	〃	〃
2,400	〃	22.0	11.15	13.38	3.35	〃	労務費の12.5%
2,500	〃	23.0	12.44	14.93	3.73	〃	〃
2,600	〃	24.0	13.83	16.60	4.15	〃	〃
2,700	〃	25.0	15.31	18.37	4.59	〃	〃
2,800	〃	26.0	16.88	20.26	5.06	〃	〃
2,900	〃	27.0	18.58	22.30	5.57	〃	〃
3,000	〃	29.0	21.59	25.91	6.48	〃	〃

- (注) 1. 本表溶接歩掛は、呼び径 800mm 以上で内面 V 開先裏当て溶接 (トンネル内配管等) の場合に適用するものとする。
2. 材料及び器具損料とは、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具 (ディーゼルエンジン付アーク溶接機、交流アーク溶接機) 損料、消耗品及び工具類一式のことである。
3. 消耗品及び工具類一式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光グラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。
4. 本表はトンネル内配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。
5. 板厚が異なる場合は表 8・33-2 により補正する。

第2節 鋼管布設工

4-2-2 鋼管溶接工

(3)表4・2・5 鋼管現場裏当溶接工 (手動)

SWSU8077 (1口当り)

呼び径 (mm)	鋼管規格	板厚 (mm)	労務費			材料及び機具損料	
			溶接工 (人)	特殊作業員 (人)	土木一般世 話役 (人)	交流溶接機の場合	直流溶接機の場合
800	STW400	8.0	1.04	2.08	0.95	労務費の3.5%	労務費の 6.5%
900	〃	8.0	1.16	2.11	0.95	〃	労務費の 7.0%
1,000	〃	9.0	1.46	2.41	0.98	労務費の4.0%	労務費の 8.0%
1,100	〃	10.0	1.82	2.73	1.11	労務費の4.5%	労務費の 9.0%
1,200	〃	11.0	2.20	3.30	1.12	労務費の5.0%	労務費の 9.5%
1,350	〃	12.0	2.74	4.11	1.14	〃	労務費の10.0%
1,500	〃	14.0	3.68	4.91	1.35	労務費の5.5%	労務費の11.0%
1,600	〃	15.0	4.33	5.77	1.44	〃	〃
1,650	〃	15.0	4.43	5.91	1.48	労務費の6.0%	〃
1,800	〃	16.0	5.28	7.04	1.76	〃	〃
1,900	〃	17.0	6.10	7.93	1.97	〃	労務費の11.5%
2,000	〃	18.0	6.91	8.29	2.07	労務費の6.5%	労務費の12.0%
2,100	〃	19.0	7.83	9.40	2.35	〃	〃
2,200	〃	20.0	8.85	10.62	2.66	〃	〃
2,300	〃	21.0	9.95	11.94	2.99	〃	〃
2,400	〃	22.0	11.15	13.38	3.35	〃	労務費の12.5%
2,500	〃	23.0	12.44	14.93	3.73	〃	〃
2,600	〃	24.0	13.83	16.60	4.15	〃	〃
2,700	〃	25.0	15.31	18.37	4.59	〃	〃
2,800	〃	26.0	16.88	20.26	5.06	〃	〃
2,900	〃	27.0	18.58	22.30	5.57	〃	〃
3,000	〃	29.0	21.59	25.91	6.48	〃	〃

- (注) 1. 本表溶接歩掛は、呼び径 800mm 以上で内面 V 開先裏当て溶接 (トンネル内配管等) の場合に適用するものとする。
2. 材料及び器具損料とは、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具 (ディーゼルエンジン付アーク溶接機、交流アーク溶接機) 損料、消耗品及び工具類一式のことである。
3. 消耗品及び工具類一式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光グラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。
4. 本表はトンネル内配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。
5. 板厚が異なる場合は表 8・33-2 により補正する。

表記の修正